

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和4年度第5回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和5年3月10日(金) 10:00~11:30 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5名/5名中	星 信子、加藤 智恵、菊地 秀一、深澤 梨恵、藪 淳一 (敬称略)
傍聴者数	2名

議事	概要
1. 札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の改正について	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の改正」 ・「利用定員の設定」 ・「認定こども園の整備計画及び認可」 ・「保育所（創設）の整備計画及び認可」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1「札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の改正について」を用いて説明</p> <p>保育施設等の設備・運営に関する基準は条例で定めることとされており、その条例で定めるべき「従うべき基準」等については国が省令で定めているが、この度、その省令が改正されたことに伴い、本市条例についても改正するものである。</p> <p>本来、これらの設備・運営の基準を定めるにあたっては、本部会にて事前にご意見を伺うべきところであるが、国通知を受けてから、条例を施行すべき日までに必要な事務手続きに係る日程上の都合と、札幌市としての独自基準を伴わない、国基準どおりの改正であることに鑑み、この場でのご報告に替えさせていただきたい。</p> <p>初めに、条例改正が必要となった経緯について代表的なものを挙げると、1つは昨年9月に発生した静岡県における送迎バスの園児置き去り事故により、その後の国の議論の中で、送迎用自動車へのブザー等の設置を義務化するなどといった取扱いが新たに設けられたことがある。また、保育施設に特に関係が深い看護師等の配置については、近年、少子化の進行等により入所する乳児の数が4名程度となるケースが増え、急な入退所による乳児の増減により看護師等の処遇の不安定さをもた</p>

らしかねないなどといった指摘がなされる中、国において検討がなされ、これまで「4人以上」となっていた乳児の在籍人数の要件が一定の要件を満たす場合に撤廃されることとなったものである。以降、各項目について、資料中の「改正の内容」に沿って概要をご説明する。なお、各園に対しては、これらの改正の概要や関係する国の通知等について整理した上でお知らせしたいと考えている。

まず、「1 安全計画の策定等」についてご説明する。幼稚園や認定こども園については、学校保健安全法により「安全計画」の策定が既に義務付けられているが、このたび、保育所や家庭的保育事業所等についても、この「安全計画」の策定を義務化するとしたものである。「安全計画」とは、具体的には施設・設備の安全点検、マニュアルの策定・共有、児童への安全指導、保護者への説明・共有、実践的な訓練や研修の実施、再発防止の徹底等の項目が例示されている。これについては、すでに各園宛に国の通知等をお知らせしている。各園での実務としては、すでに、保育所保育指針等に基づいて一定の取組がなされているものと認識しているので、今一度、各園で策定されている種々の安全に関する計画について見直しをしていただき、足りない部分等があれば、補足していただくことになるものと考えている。

続いて、「2 保育所等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の共用及び職員の兼務」についてご説明する。従来、保育所等においては、施設の設備や施設に在籍する児童等の保育に直接従事する職員については、これらの施設が他の学校や社会福祉施設等を併設している場合でも、併設する施設の設備の共用や職員の兼務はできないこととされてきた。今回、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする子どもの社会参加への支援を目的に、必要な保育士や施設の面積が確保されていることを前提に、保育に支障が生じない場合に限り、施設の設備の共用や職員の兼務が可能となった。具体的には、障がいのある子ども等で、保育所等と児童発達支援事業所等が併設されているような場合が考えられるものと想定しているが、実際には併設されているものは少ないと思われるので、現状においては実務上の影響も限定的なものと考えている。

続いて、「3 業務継続計画の策定等」についてご説明する。これは、これまで障害児入所施設等について義務付けられている業務継続計画（災害等の非常時においても業務を中断させない、若しくは業務の早期再開を図るための計画）の策定について、保育所等の児童福祉施設にも策定を努力義務とするほか、感染症や食中毒の予防・まん延防止に関して、これまで必要な措置を講ずることは規定されていたものの、その具体的な内容までは規定されていなかったことから、具体的な措置の内容、研修や訓練の実施等を規定するもので、これまでと同様、努力義務とするものである。

なお、業務継続計画についてはモデル例が国から示されており、事前の対策、感染症や自然災害が発生した時の対策等が項目として挙げられているので、今後各園にお示しすることになる。これも安全計画と同様、すでにこれに類するものが各園で策定されている場合には、国のモデル例等を参考に、必要に応じて補強を検討いただくことになると考えている。

続いて、「4 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例」についてご説明する。これは、最初に経緯のところでご説明したとおり、これまで「乳児が4人以上」入所している場合に看護師1人に限り保育士として算定できるとされていた、乳児の在籍人数の要件が、一定の要件を満たす場合に撤廃されることとなったものである。なお、保育士数として算定できる看護師等の人数としては、これまでと同様1人に限るとされている。「人数要件を撤廃する一定の要件」について、国の通知では、在籍乳児数が3人以下の場合であっても、保育士と合同の組・グループを編成し、同一空間内で保育を行わなければならないなど、看護師等だけではなく保育士と合同で保育を行うなど、保育の質を保つための方策が示されており、今後各園にお示しすることになる。なお、家庭的保育（保育ママ）については、そもそも看護師等の特例が認められていなかったこと、その他の小規模保育事業所については、元々乳児の人数要件がなく看護師1人までを保育士として算定できるとされていたため、取り扱いに変更はない。

続いて、「5 懲戒権の削除」についてご説明する。これは、近年、児童虐待による痛ましい事件が相次いで発生している中で、民法に規定されている親権者の懲戒権に関する見直しの議論がなされ、最終的に、民法における親権者の懲戒権の規定が削除されたことにあわせて、児童福祉法における児童福祉施設の長による懲戒権も削除される法改正がなされたことから、条例の関係部分（懲戒権の濫用禁止）も削除されることとなったものである。

なお、関係条例の施行日は4月1日だが、この部分については、国の省令が既に施行されているため、施行日が公布日と同日となる。

続いて、「6 子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止」についてご説明する。これは、保育施設において不適切な保育が行われていたとされる事案が全国的に相次いでいることを踏まえ、既に基準に虐待禁止が明示されている保育所、家庭的保育事業所等や幼保連携型認定こども園に加え、幼保連携型以外の認定こども園についても同様の規定を設けるものである。

最後に、「7 送迎等により自動車を運行する場合の児童の所在確認」についてご説明する。これは、冒頭で説明したとおり、昨年9月の静岡県における事案を契機として、児童等の送迎を目的とした自動車を運行する時は、乗車及び降車の際に点呼等の方法により所在を確認すること、また、ブザー等の装置を備えることを義務付ける規定を新設するものである。先ほど申し上げたとおり、これらの条例の施行は4月1日だが、ブザー等の装置については、来年3月末までの経過措置期間が設けられている。

今回の改正条例については、令和5年第1回定例市議会に議案が提出され、可決された。施行については、懲戒権の削除は公布日から、その他は全て4月1日からとなる。

【委員意見・質問なし】

<p>2. 利用定員の設定について</p>	<p>【事務局説明】</p> <p>○資料2-1「利用定員の設定」を用いて説明</p> <p>「幼保連携型認定こども園1件」、「保育所3件」の利用定員について、ご審議をいただく。</p> <p>資料2-1における「利用定員（案）」が、本日の審議により新たに設定する利用定員の案であり、利用定員を3号・2号・1号の区分で示している。</p> <p>それでは、施設類型別にご説明する。</p> <p>幼保連携型認定こども園1件について、幼稚園の認定こども園移行であり、現在の1号定員を減らして、新たに2・3号定員を設定するもの。なお、表中のカッコ内の数字は、現行定員からの変更分である。例えば、1号3～5歳の定員は「57」と記載があり、その横にカッコ付きで「▲13」と記載しているが、これは現在の1号定員から13人減らすという意味である。保育定員の増は、小計欄の2・3号定員のとおり、25人増となる。また、備考欄記載のとおり、令和6年8月開園予定である。次に保育所については、3件いずれも創設であり、2・3号定員60人を設定するものである。保育定員の増は、小計欄の2・3号定員のとおり、180人増となる。</p> <p>また、備考欄記載のとおり、いずれも令和6年4月開園予定である。</p> <p>以上を踏まえて、今回設定する利用定員の合計は、2・3号で205人分、1号で57人分となる。また、供給量の増減数の合計は、2・3号はプラス205人、1号はマイナス13人となる。</p> <p>○資料2-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明</p> <p>利用定員を原案のとおり設定した場合の、本市の教育・保育の需給状況を示している。</p> <p>表の構成は、左から順に「区域」（全市、行政区別）、「区分」（年齢別）となっており、（A）が、令和5年4月時点の供給量の見込み数である。これは、昨年10月の第4回認可・確認部会でお示しした供給量に、定員変更等を反映している数字である。</p> <p>次の列が、令和5年度中に決定する確保方策ごとの供給量である。今回ご審議いただく整備案件において、令和5年度中に確保する供給量を①から⑦の整備手法ごとに分類し、その合計を（B）で示している。令和5年度では、合計180人分の供給量が確保できる見込みとしている。なお、「真駒内聖母認定こども園」については、令和6年8月開園のため、定員増の時期が令和6年度になることから、令和5年度中に決定する供給量には含めていない。</p> <p>（C）では、令和6年4月時点の供給量を示しており、また、（D）では、令和6年4月時点の保育のニーズ量を示している。当該ニーズ量については、子ども・子育て支援事業計画の中間見直し後のニーズ量を掲載している。また、（C）と（D）の差については、「需給状況（C-D）」で示している。全市として2号保育と2号教育と合算すると充足する状況になっているが、一部の区においては供給量が不足している区分もある。</p> <p>なお、令和5年度における供給量の確保については、今年度策定した「子ども・子</p>
-----------------------	--

<p>3. 認定こども園の整備計画及び認可・認定について</p>	<p>育て支援事業計画の中間見直し」の内容に基づき、「新設整備は、保育ニーズの変化や地域の需給状況を詳細に見極めた上で限定的に実施していくとともに、既存施設を活用した受け皿確保に重点を置く」こととして、必要な供給量の確保を行っていく。</p> <p>【委員意見・質問なし】</p> <p>上記の質疑の後、提示した利用定員の設定は、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料3「認定こども園の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>今回ご審議いただくのは、幼稚園から認定こどもへの移行に伴い、補助事業として、現在の園舎を解体し、新園舎を整備する計画となる。</p> <p>今回は、幼保連携型認定こども園への移行を行う真駒内聖母認定こども園1件の審査となっている。利用定員の設定については、幼稚園からの移行に伴い、1号定員を減らした上で、新たに2・3号定員を設定している。これらの整備による2・3号定員の増加数は、25人分となる。</p> <p>審査内容の各項目について、上から順に、「設置する区」、「設置者」、「施設の名称と所在地」、「利用定員」を記載している。</p> <p>それでは、審査基準に沿ってご説明する。</p> <p>「1 事業計画との整合性」では、本市で定めている「子ども・子育て支援事業計画」における保育の需給計画との整合性について確認している。当該計画では、供給量の確保の方策として、既存施設の活用を優先することとしており、今回の案件は、既存施設の活用に当たることから、「適」と判断している。</p> <p>「2 欠格事由」では、申請者が禁固刑を受けているなどの欠格事由に該当していないことを確認している。</p> <p>「3 設備」では、保育等に必要部屋があるか、面積が基準を満たしているのかなどを審査している。例えば、「a 園舎」では、「真駒内聖母認定こども園」の園舎の面積は792.93㎡であり、基準上の面積は、その右隣のカッコ内の454.32㎡となるが、実際の面積が基準上の面積を確保できているため、「適」と判断している。同様に「b」では園庭の面積を、「c」では乳児室・ほふく室の面積を、「d」では保育・遊戯室の面積を確認している。「e その他必置設備」では、設置が必須となっている設備があることを確認している。「f 設置階、避難設備等」では、保育所等の部屋が2階以上にある場合に、建物の構造のほか、必要な対策がなされていることを確認している。具体的には、常用階段のほか、避難設備としての屋外階段などの設置が必要となるため、必要な場合に設置されていることを確認する。</p> <p>続いて、「4 運営」についてご説明する。</p>
----------------------------------	--

「a 学級編制」では、認定こども園は、満3歳以上の子どもについて学級を編制することとなっており、また、1学級の子ども数は35人以下を原則としているため、これを満たしていることを確認している。「b 食事の提供」では、認定こども園の場合、2号認定の子どもに食事を提供する必要があるため、その提供方法等を確認している。なお、子どもへ提供する食事を施設内で調理することを「自園調理」と呼んでおり、保育施設において食事の提供を行う場合は、この「自園調理」が原則となる。「c 園長」では、就任予定者の資格や経験があることなどを確認している。「d 従事者」では、資格条件のほか、子どもの年齢や人数に応じて必要な人数が決まっており、これを満たす必要があるが、記載のとおり、保育教諭や調理師など必要な職員を確保する予定であることを確認している。「e 子育て支援事業」では、認定こども園は地域における子育て支援の機能が必要になるため、具体的な事業の実施予定があることを確認している。

「5 資金計画」では、施設の財政状況について確認しているほか、工事が必要な場合はその資金が確保されていることも併せて確認している。

「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。

「7 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。

審査対象である「真駒内聖母認定こども園」については、1～7の各項目を札幌市において事前に確認しており、全項目で「適」と評価している。

本件は、「学校法人カトリック学園」による整備で、現在の幼稚園舎を解体し、1階建ての幼保連携型認定こども園の園舎を新築する計画である。定員については、現行の幼稚園で1号70人であるところ、1号57人、2・3号25人で合計82人となる。

なお、2号定員の設定については、既存幼稚園の新2号認定児童数(13人)の範囲内で設定しており、3号定員は、2号定員への持ち上がりに対応できる範囲内で設定している。また、備考欄記載のとおり、現園舎の解体に伴う石綿の除去や、仮設園舎の整備により、通常の施設整備よりも工期が必要となることから、2か年度にかけて整備を行うこととしており、令和6年8月開園を予定している。敷地の一部については、現状と同様に現在の土地所有者から賃借する予定であることを法人と貸主の合意書により確認している。

以上、本市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。各施設の平面図、事業計画(各施設の運営方針など)については、説明を省略する。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○仮園舎については、設備等に対する基準等を設けているのか。
→仮園舎においても、保育室等の面積や、設置が必要な設備について、新園舎と同様に基準を満たしているか確認を行っている。

○職員の配置について、「条例に規定する職員配置を遵守した運営をできるように採用等をしていく予定」とあるが、具体的にはどのように適否を判断しているのか。
→現段階においては、新規採用及び既存園や系列園からの異動等により、配置基準を満たす職員数を確保できる見込みがあるかについて確認を行い、それを基に審査を行っている。これについては、設置認可の際に改めて確認を行っているところ。

○実際、開園後に、保育士不足により児童の預かりを十分に行うことができないといった現状もあると思うが、それに対する市の考えはどうか。
→保育士不足については、今回の整備案件に限らず、各園に影響を与えている課題であると認識している。各園における職員の配置状況等については監査等で確認を行っているところであるが、保育士確保の課題については、札幌市保育人材支援センターにおいて保育人材の確保を支援する等、市としても対応していく必要があると考えている。

○設置認可等をする時期はいつ頃か。
→新園舎のしゅん工後、各室の面積や設備等について実際に基準を満たしているか確認を行ってからとなる。

○設置認可等をする時点で、認可定員に対する基準を満たす職員数が確保できていない場合は、どのような取り扱いとなるのか。
→認可定員に対する基準を満たす職員数を確保していただくことが大前提となるため、引き続き確保に努めるようお願いすることになる。

○「5 資金計画」において確認している、確保が必要な資金とは具体的に何か。
→開園前の準備資金や備品購入費等を含む施設整備費について、確保されているか確認を行っている。

上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

【事務局説明】

4. 保育所
(創設) の

○資料4「保育所(創設)の整備計画及び認可」を用いて説明

今回審議いただくものは、補助事業として、保育所の建物を新築する計画、新築又

<p>整備計画及び認可について</p>	<p>は既存の建物を賃借して整備する計画となる。保育施設の新設整備については、「札幌市子ども・子育て事業計画の中間見直し」の審議の中でもご説明したが、「保育ニーズの変化や地域の需給状況を詳細に見極めた上で、真に必要な地域に限定的に実施していく」こととしている。</p> <p>この考え方にに基づき、札幌市内の全ての小学校区を対象に、小学校区内の「需給状況」や「保育施設の入所状況」のほか、「隣接小学校区の需給状況」や「駅近など利便性の高いエリアか、生活・通勤動線に供給量の余剰がないか」などの項目を分析した上で、対象地域を選定している。今回の募集では、中央区（山鼻南）、東区（札幌北・札幌緑）、西区（琴似、手稲宮丘）、手稲区（新発寒）の計6小学校区（5地域）において募集を行った。これに対し応募のあった案件について、審査結果を説明する。</p> <p>今回の募集では5件の応募があったが、うち1件について2/1付で事業者より辞退の届出があったため、都合4件の整備計画についてご審議いただく。</p> <p>整備地域は、中央区の山鼻南小学校区に1件、東区の札幌北小学校区に2件、手稲区の新発寒小学校区に1件となる。整備区分は、1番と2番が新築整備、3番と4番が賃貸整備となっている。設置者については、1番が社会福祉法人、2番から4番が株式会社となっている。</p> <p>定員増加数は、1番、2番及び4番が60人、3番が40人となるが、2番と3番については、札幌北小学校区における募集件数が1件のところ、2件の応募があったことから、個別審査基準による点数付けを行い事業者の選定を行っている。詳細については後ほど資料4-2においてご説明するが、札幌市の審査では2番の整備計画を選定する結果となっているため、これらの整備による定員の増加数は合計180人分となる。</p> <p>審査内容の各項目について、上から順に、「設置する区／小学校区」、「設置者」、「施設の名称」、「事業種別」、「利用定員」、「所在地」を記載している。</p> <p>それでは、審査基準に沿ってご説明する。</p> <p>「1 事業計画との整合性」、「2 設置地域における当該施設の必要性」では、「札幌市子ども・子育て支援事業計画」に合致しているか、また、保育需要が見込まれる地域かを確認している。</p> <p>「3 用地の確保状況」では、土地を自己所有またはその準備ができていることを確認している。賃貸物件での整備においては、保育に必要なスペースが適切な条件で借りる準備ができていることを確認している。</p> <p>「4 施設の基本プラン」では必要な部屋・設備が設置され面積などの基準を満たしていることを確認している。</p> <p>「5 資金計画」については整備に必要な資金を確保していることを確認している。また、株式会社等は「3期以上連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でないこと」を併せて確認している。</p> <p>「6 設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。</p>
---------------------	---

「7 設置主体の役員構成」では、株式会社等の場合は「運営委員」を設置することを求めているため、設置の予定があること、さらに学識経験者等の保育に知見のある方が委員へ参画する予定であることなどを確認している。

「8 準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。

以上が各項目の概要となっており、すべての案件の1～8の全項目で「○」と評価している。

それでは、それぞれの施設について、ポイントを絞って説明する。なお、競合する2番と3番の整備案件については、共通審査基準に適合していることを確認した後、個別審査基準に基づく整備計画の選定についてご説明する。

「札幌くじら保育園」は、「社会福祉法人くじら」が中央区南27条西11丁目に整備する定員60人の保育所で、2階建ての園舎を新築する計画である。屋外遊技場は敷地内に設置し、保育室等は1、2階に設ける計画となっており、屋外階段の設置などの対策を確認している。当該設置者は、札幌市では初めての保育所設置となるが、市外で幼保連携型認定こども園2園、保育所型認定こども園5園、認可保育所18園、地域型保育事業12園などを運営している（開園予定を含む）ほか、放課後児童健全育成事業や障がいのある児童への支援（障がい児相談支援事業）等も多数運営している。当該法人は、既に系列園で障がい児保育や医療的ケア児の受入を積極的に行っており、これまでの系列園等で培った経験を活かし、本市でも力を入れたいという想いを伺っている。

「NOVA バイリンガル札幌東雁来保育園」は、「株式会社NOVA」が東区雁来10条1丁目に整備する定員60人の保育所で、2階建ての園舎を新築する計画である。屋外遊技場は敷地内に設置し、保育室等は1、2階に設ける計画となっており、屋外階段の設置などの対策を確認している。なお、当該設置者は、市内に認可保育所1園、市外に認可保育所2園、小規模保育事業2園を運営している。

「スター保育園札幌苗圃」は、「スターグループ株式会社」が東区東苗穂10条3丁目に整備する定員40人の保育所で、既存の3階建て賃貸ビルを改修して整備する計画である。屋外遊技場は敷地内に設けることが困難であるため、近隣公園を代替園庭として利用する予定。保育室等は1、2階に設ける計画となっており、屋外階段の設置などの対策を確認している。なお、当該設置者は、市内に認可保育所1園、小規模保育事業2園、企業主導型保育事業4園を運営している。

「ラブクローバーのほいくえん新発寒」は、「株式会社TWO CARAT」が手稲区前田2条2丁目に整備する定員60人の保育所で、新たに建築される2階建て賃貸物件を改修して整備する計画である。屋外遊技場は敷地内に設置し、保育室等は1、2階に設ける計画となっており、屋外階段の設置などの対策を確認している。なお、当該設置者は、市内に認可保育所3園、市外に認可保育所1園、小規模保育事業3園を運営している。

以上、札幌市の審査では、これらの各項目について全て「○」とし、総合評価として「適」と判断した。

続いて、個別審査基準の点数評価により選定する整備計画についてご説明する。

札幌北小学校区については、今回の新設整備事業者の募集において募集件数を1件としていたところ、「株式会社NOVA」、「スターグループ株式会社」の2者から応募があったことから、個別審査基準により点数付けを行い、1者を選定する必要がある。個別審査基準については、予定件数を超える応募があった場合や、同一物件で複数の応募があった場合など、いずれかの計画を選定する際に用いるもので、募集の時点であらかじめ公表している。個別審査基準では、先ほどご説明した共通審査基準の項目について、より詳細な項目を設け、それに対する配点を設定しており、各項目の配点により得た点数の合計の比較により、整備計画の選定を行っている。

これにより、今回応募があった4者の整備計画については、共通審査基準により「適」とした「社会福祉法人くじら」、「株式会社TWO CARAT」の整備計画に加えて、「株式会社NOVA」の整備計画を選定することと判断している。なお、各施設の平面図、事業計画（各施設の運営方針など）については、説明を省略する。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○今回の募集の結果、応募がなかった小学校区はあるか。

→西区の琴似小学校区については、応募がなかった。

○今後の保育施設の整備について、真に必要な地域に限定的に実施していくという方針をすでに伺っているところではあるが、全市で0歳の供給量がニーズ量と比べかなり多くなっており、このような状況を踏まえると、今後、保育所の新設を行わないという判断も必要ではないか。それにより、これまで保育所の新設整備に充てていた補助金を、例えば保育士人材の確保に充てるといったことも検討できるのではないか。今後の整備計画においては、そういった点も含めて検討を行ってほしい。

○札幌市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）について、次期の策定はいつか。

→次期事業計画については令和7年度の策定を予定しており、その内容については令和6年度中にご審議をいただく予定である。現行においては、すでにご審議いただいた事業計画の中間見直しにおいて定めた方針に沿って、整備を進めているところ。

○現状を踏まえると、事業計画の中間見直しにおいて定めた整備の方針について、次期事業計画の策定までに再度見直しを行うことも検討が必要ではないかと考えるが、その点について市の考えはどうか。

→保育施設の新設整備については、中間見直しの結果、需給計画において整備が必

要な地域が一部残されていることから、今回募集を行ったところ。いただいたご意見を踏まえ、引き続き中間見直しの方針に沿って整備を進めていくのか、あるいは地域の状況等をより詳細に見極めた上で判断していくのか、今後の対応については、検討させていただきたい。

○現行の需給計画において需給状況がマイナスとなっている区分・区域について、市民の方からの入所に関するご意見等、具体的に市で把握している事例等はあるか。→実際に、市民の方から「希望する園に入所できなかった」という声をいただくことはある。

○保育施設の整備に係る費用だけでなく、開園後の運営に係る費用についても公費が使われている。簡単な話でないとは思いますが、公費の在り方として、やはり今後は保育士人材の確保に向けた費用に充てていくという方針も検討してほしい。既存園が保育士を確保することで、結果的に、保育施設の整備をしなくても必要な受け皿を確保できることもあると考える。今後の整備の方針を検討するにあたっては、そのような部分もぜひ考慮していただきたい。

上記の質疑の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。